



公告

長野県飯田創造館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部 守一

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県飯田創造館

(2) 所在地

長野県飯田市小伝馬町1丁目3541-1

(3) 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供する。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和54年12月
構造	鉄筋コンクリート造地上4階建
敷地面積	2,377.36㎡
延床面積	2,411.35㎡
主な施設	学習室等(長野県飯田創造館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載のとおり)

2 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。(詳細は、募集要項及び長野県飯田創造館管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。)

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県飯田創造館の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県飯田創造館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附随する業務

4 応募資格

応募をする者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった法人等でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県県民文化部文化政策課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/iidasozokan.html>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県県民文化部文化政策課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

令和3年8月30日（月）から9月21日（火）正午まで

6 現地説明会の開催

長野県飯田創造館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

令和3年8月18日（水）午後2時30分から

(2) 場所

長野県飯田創造館

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、令和3年8月13日（金）までに、所定の用紙により長野県県民文化部文化政策課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から県立文化施設指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）の採点等を経て県がその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、応募者が多数あった場合には、選定会議の前に予備選定を行い、選定会議の採点等の対象とする者をあらかじめ絞る場合があります。

8 その他

(1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県県民文化部文化政策課（電話026（235）7282）に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

文化政策課

公告

長野県佐久創造館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部 守一

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県佐久創造館

(2) 所在地

長野県佐久市猿久保55

(3) 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供する。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和55年12月
構造	鉄筋コンクリート造地上2階建
敷地面積	10,265.19㎡
延床面積	4,875.66㎡
主な施設	学習室等(長野県佐久創造館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載のとおり)

2 指定期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。(詳細は、募集要項及び長野県佐久創造館管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。)

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県佐久創造館の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県佐久創造館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) (1) から (4) までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった法人等でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県県民文化部文化政策課(郵便番号380-8570(県庁専用郵便番号)、所在地:長野県長野市大字南長野字幅下692-2)で交付します。

なお、長野県公式ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/sakusozokan.html>)からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県県民文化部文化政策課へ提出してください。

- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- カ 申請者が4の応募資格に該当する旨の誓約書
- キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

令和3年8月30日(月)から9月21日(火)正午まで

6 現地説明会の開催

長野県佐久創造館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

令和3年8月18日(水) 午前9時30分から

(2) 場所

長野県佐久創造館

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、令和3年8月13日(金)までに、所定の用紙により長野県県民文化部文化政策課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から県立文化施設指定管理者選定会議(以下「選定会議」という。)の採点等を経て県がその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、応募者が多数あった場合には、選定会議の前に予備選定を行い、選定会議の採点等の対象とする者をあらかじめ絞る場合があります。

8 その他

(1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県県民文化部文化政策課(電話026(235)7282)にお問い合わせください。

(3) この募集に際して収集する個人情報情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

文化政策課

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般一 28 第 611 号	堀内建設有限公司	堀内 浩	長野市稲里町下水鉤391-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和3年4月6日	令和3年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 29 第 2608 号	北村建築	北村 幸雄	須坂市臥竜6-2-25	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	令和3年4月9日	令和3年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第 15149 号	有限会社協和電設工業	赤堀 昌年	佐久市三塚226-21	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業)の取消し	令和3年4月13日	令和3年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特一 28 第 10814 号	上田日本無線株式会社	奥川 隆祥	上田市踏入2-10-19	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気通信工事業)の取消し	令和3年4月14日	令和3年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 2 第 6611 号	株式会社廣瀬建設	廣瀬 政之	下水内郡栄村大字北信3295-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	令和3年4月14日	令和3年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第 11699 号	永久建築	永井 久	中野市大字吉田1246-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	令和3年4月19日	令和3年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

般一 2 第26055号	株式会社I Aシステム	中島 道治	大町市常盤3520-100	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工事業)の取消し	令和3年4月22日	令和3年3月24日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第19751号	有限会社藤巻組	藤巻 英夫	北佐久郡軽井沢町大字茂沢647-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和3年4月22日	令和3年4月6日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特一 30 第25197号	株式会社イトウ	小林 繁則	安曇野市穂高4486-8	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	令和3年4月22日	令和3年4月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 29 第22155号	有限会社遠藤組	遠藤 孝志	大町市大町4934-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和3年4月23日	令和3年3月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第21654号	伊那建運株式会社	宮坂 徳實	上伊那郡箕輪町中箕輪16026	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	令和3年5月7日	令和3年4月16日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 30 第20814号	トヨタエルアンドエフ長野株式会社	宇都宮 進一	長野市青木島綱島608-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工事業及び機械器具設置工事業)の取消し	令和3年5月7日	令和3年4月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 29 第10627号	有限会社横山電気商会	横山 長咲	松本市寿北6-24-29	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び消防施設工事業)の取消し	令和3年5月11日	令和3年4月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特一 29 第6175号	株式会社山根屋	長瀬 大樹	飯山市大字飯山145-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(解体工事業)の取消し	令和3年5月14日	令和3年4月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特一 28 第19959号	株式会社信濃環境整備	寺島 琢也	茅野市金沢下原山2939-233	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和3年5月26日	令和3年4月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特一 28 第599号	飯島建設株式会社	飯島 泰臣	長野市若里6-3-22	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	令和3年5月26日	令和3年5月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

般一 28 第 21808 号	有限会社サカタ電設	坂田 伸男	長野市大字風間 1862-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	令和3年 5月27日	令和3年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第 16868 号	有限会社矢島通信機	矢島 道孝	長野市大字西尾張部387-11	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気通信工事業)の取消し	令和3年 5月27日	令和3年5月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 29 第 14412 号	有限会社遠藤建設	遠藤 和彦	駒ヶ根市赤穂 2609-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(解体工事業)の取消し	令和3年 5月27日	令和3年5月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 30 第 23613 号	イソップハウス株式会社	永井 嗣展	伊那市下新田 3044-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和3年 5月27日	令和3年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第 13857 号	有限会社中村工務店	白鳥 翔	諏訪郡富士見町 落合9656-32	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和3年 6月1日	令和3年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 29 第 1858 号	三信電機設備株式会社	田口 達誠	下高井郡山ノ内町 大字平穏4223-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気通信工事業及び消防施設工事業)の取消し	令和3年 6月7日	令和3年5月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 29 第 24454 号	有限会社川久保業務店	川久保 直市	飯山市大字瑞穂 豊259	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官工事業)の取消し	令和3年 6月14日	令和3年6月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 29 第 17330 号	株式会社リモデル	志津田 輝生	上田市真田町長 6526-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和3年 6月14日	令和3年6月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第 25226 号	有限会社OSメンテナンス	大日方 忠男	長野市北長池 884-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	令和3年 6月16日	令和3年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第 24234 号	株式会社アクティブコーポレーション	富田 泰治	長野市東和田 857-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	令和3年 6月16日	令和3年6月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第 10121 号	株式会社千代田ポンプ機械	濱 義国	諏訪郡下諏訪町 6118	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(機械器具設置工事業)の取消し	令和3年 6月17日	令和3年6月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

般一 28 第 11931 号	有限会社興研工業	宮嶋 信幸	上伊那郡箕輪町大字東箕輪4895-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工事業)の取消し	令和3年6月24日	令和3年6月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第 13938 号	宮澤塗装株式会社	伊藤 豊	伊那市西春近2716-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(解体工事業)の取消し	令和3年6月24日	令和3年6月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 2 第 11381 号	有限会社保科襖内装	保科 文明	諏訪市大字四賀253-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建具工事業)の取消し	令和3年6月24日	令和3年6月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 29 第 1633 号	有限会社曾根原商会	曾根原 専修	大町市大町1120-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業)の取消し	令和3年6月25日	令和3年6月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 29 第 25585 号	株式会社G-yours	荻原 清美	上田市蒼久保1056-32	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和3年6月25日	令和3年6月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 29 第 2669 号	株式会社照電舎	原 幸雄	大町市大町5560-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	令和3年6月30日	令和3年6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
特一 2 第 6680 号	有限会社原山木材	原山 久	大町市常盤1220	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(解体工事業)の取消し	令和3年6月30日	令和3年6月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
安曇野都市計画道路 3・6・23号松本糸魚川連絡道路穂高明科線
- 都市計画を定める土地の区域
安曇野都市計画道路 3・6・23号松本糸魚川連絡道路穂高明科線
安曇野市穂高北穂高、明科中川手、明科光及び豊科光の各一部を追加する。
- 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県安曇野建設事務所、安曇野市役所

4 縦覧期間

自 令和3年7月30日

至 令和3年8月12日

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和3年7月29日

長野県松本建設事務所長 藤 本 濟

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和2年度 防災・安全交付金(道路)工事
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県松本建設事務所総務課
(2) 所在地 長野県松本市大字島立1020番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月2日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 鹿島・守谷・北信特定建設工事共同企業体
(2) 所在地 長野市大字南長野県町442番地
- 5 落札金額
5,442,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和2年12月21日

道路建設課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年7月29日

長野県長野建設事務所長 吉 川 達 也

- 1 (1) 許可番号
令和3年5月28日 長野県指令3都第29-1号
(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字八重森字長町367-1、367-3
(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市八重森367-1
佐々木 民 治
須坂市墨坂2-3-4 セジュール八幡イースト205
富 澤 和 朗、富 澤 美 香
- 2 (1) 許可番号
令和3年2月8日 長野県長野建設事務所指令2長建第54-9号
(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字須坂字山崎826-1、826-1先、826-2、826-5、826-6、827-1、833-1、833-5、836-3、839-3の内
(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市大字鶴賀340-1
株式会社長野クリエート 代表取締役 小 竹 正 樹

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和3年7月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
9月12日（日）	午前10時から 午後6時まで	松本会場	東筑摩郡山形村2040番地1 山形村農業者トレーニングセンター 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	40名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。（所要時間60分）
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,900円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和3年7月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
9月6日(月)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	40名
9月15日(水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	佐久市跡部65番地1 佐久合同庁舎 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	45名
9月22日(水)	午後1時から 午後4時まで	伊那会場	上伊那郡辰野町大字沢底2209の3 長野県営総合射撃場 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	35名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

令和3年7月29日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務(1級)	令和3年11月13日(土)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区 分	科 目
学 科 試 験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 車両等の誘導に関すること。 (4) 交通誘導警備業務の管理に関すること。 (5) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実 技 試 験	(1) 車両等の誘導に関すること。 (2) 交通誘導警備業務の管理に関すること。 (3) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(ア) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和3年9月16日(木)から令和3年9月17日(金)まで

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、令和3年10月15日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所を疎明する書面(住民票の写し等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、次に掲げる書類

(ア) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し

(イ) (ア)の合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業務従事証明書)

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面(1級検定受検資格認定書)

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(14,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和3年7月29日

長野県警察本部長 安田 浩 己

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
放置駐車違反管理システム一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名 称 長野県警察本部交通部交通指導課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月8日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 富士通リース株式会社長野支店
 - (2) 所在地 長野市大字鶴賀緑町1415
- 5 落札金額
1月当たりの賃貸額 1,530,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和3年5月27日

交通指導課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和3年7月29日

長野県警察本部刑事部科学捜査研究所長 黒岩 信也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析計システム一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名 称 長野県警察本部刑事部科学捜査研究所
 - (2) 所在地 長野市松代町西条3916 警察機動センター内
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月15日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 三菱HCキャピタル株式会社
 - (2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 5 落札金額
1月当たりの賃借額 606,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和3年5月31日

科学捜査研究所